

## 新制度移行幼稚園の利用定員変更について

### 1 根拠

<子ども・子育て支援法>

(変更の届出等)

第35条 特定教育・保育施設の設置者は、設置者は、設置者の住所その他の内閣府令で定める事項に変更があるときは、内閣府令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、当該利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の3月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

<子ども・子育て支援法施行規則>

(特定教育・保育施設の利用定員の減少の届出)

第34条 法第35条第2項の規定による利用定員の減少の届出は、次に掲げる事項を記載した書類を提出することによって行うものとする。

1 利用定員を減少しようとする年月日

2 利用定員を減少する理由

3 現に利用している小学校就学前子どもの区分(同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの減少後の利用定員

### 2 令和4年度以降の入園者数の見込み及び今後の施設運営について

<さかえ幼稚園>

令和3年度末の卒園児78人に対して、令和4年度の入園者数が27人となり、51人の減少となる。今後もコロナ禍の影響による出生者数の減少が続く傾向であることから、令和5年度以降もさらに園児数が減少していく見込みである。

また、法人運営については、子ども・子育て支援新制度へ移行するにあたり、人件費を含む支出の削減をするよう市から指導があり、引き続き、中長期的な見通しを持って段階的に園児数に見合った職員数に調整していく予定である。

今後の方針としては、退職者の補充は新規採用ではなく、可能な限り職員の配置換えなどの人員整理により対応していく。

	3歳	4歳	5歳	計	減少数
令和4年度（見込）	27人	53人	56人	136人	△51人
令和3年度	53人	56人	78人	187人	△21人
令和2年度	59人	75人	74人	208人	△40人
令和元年度	76人	74人	98人	248人	—

以上のことから、利用定員を「180人」から「135人」へ変更する。

【利用定員変更後の状況】

施設の名称	さかえ幼稚園				
所在地	羽村市栄町一丁目7番地3				
認可定員	満3歳	3歳	4歳	5歳	合計
	60人	100人	100人	100人	360人
利用定員	1号認定				合計
	満3歳	3歳	4歳	5歳	
	5人	20人	55人	55人	135人

＜富士学院幼稚園＞

令和3年度末の卒園児31人に対して、令和4年度の入園者数が7人となり、24人の減少となる。今後もコロナ禍の影響による出生者数の減少が続く傾向であることから、令和5年度以降もさらに園児数が減少していく見込みである。

法人運営については、昨年度退職者3人に対して採用職員を2人とし、1人減での対応を図り、また、保護者負担の軽減として、入園準備金8万円を段階的に減らしていき、最終的には0円とする取組みを進めていく。

	3歳	4歳	5歳	計	減少数
令和4年度（見込）	14人	25人	30人	69人	△15人
令和3年度	24人	30人	30人	84人	△10人
令和2年度	27人	31人	36人	94人	△11人
令和元年度	30人	36人	39人	105人	—

以上のことから、利用定員を「90人」から「75人」へ変更する。

【利用定員変更後の状況】

施設の名称	富士学院幼稚園				
所在地	羽村市神明台一丁目23番地3				
認可定員	満3歳	3歳	4歳	5歳	合計
	20人	80人	90人	90人	280人
利用定員	1号認定				合計
	満3歳	3歳	4歳	5歳	
	5人	20人	20人	30人	75人